

# 香川県人権教育基本方針

世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたい、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにした。そして、世界中で、人権を守るための様々な取組が行われる中、人権教育の重要性の高まりを受け、「人権教育のための国連10年」が決議された。

我が国でも、日本国憲法において、法の下での平等を掲げ、自由権や生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等の基本的人権の享有をすべての国民に保障することを明記し、これまでも様々な施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者やハンセン病元患者等に関する人権侵害など、様々な人権課題が依然として存在している。さらに、国際化、情報化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権侵害も発生している。

これらの課題解決を通じて、真に人権が尊重され、差別のない社会を実現するためには、私たち一人一人が、人権や人権問題について、自らのこととして真摯に考え、積極的に行動することが必要である。そして、その取組を通じて人権尊重の精神を一つの文化にまで高めるよう努めなければならない。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育の推進が強く求められる中、すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を身に付けていくために、教育の果たす役割は一層、重要となっている。

以上のような観点に立って、香川県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、また、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら、人権尊重意識の高揚を図ること、及び人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざす実践力に富む人間の育成を目的として、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、次のように人権教育を推進する。

## 1 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育の推進

一人一人が、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向け、課題解決のために積極的に行動しようとする実践力を身に付けることができるよう、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習などを実践しつつ、人権尊重への高い意欲や積極的な態度の育成をめざして、人権教育を推進する。

## 2 人権についての理解と認識を深める教育の推進

一人一人が、豊かな人権感覚をもち、人権や人権問題についての的確な思考力、判断力を身に付けることができるよう、人権の意義や様々な人権課題に関する学習などを実践しつつ、人権についての正しい理解と認識の深化をめざして、人権教育を推進する。

## 3 人権意識の基礎を培う教育の推進

自分の大切さを自覚し、誇りをもつことが、人権意識の形成に大きく寄与することから、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障されていることについての理解を深めることができるよう、相互の違いも含め認め合うことのできる仲間づくりや、一人一人の人権を大切にされた教育を実践しつつ、人権意識を身に付けるための基礎を培うことをめざして、人権教育を推進する。

人権教育の推進に当たっては、学習者や地域社会の実態に配慮しつつ、学校教育と社会教育の密接な連携、及び国・市町等との有機的な協力関係のもと、積極的かつ計画的に取り組むことが重要である。そして、指導方法の改善や実践に対する評価、教職員・社会教育関係職員等への研修及び指導者の養成などを通じて、その一層の充実・発展に努めなければならない。

(平成 15 年 3 月 26 日)

(参 考)

# 人権教育概念図

(香川県人権教育基本方針)

## 人権を尊重する社会の実現

### 人権を尊重する行動

#### 1 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育の推進

人権を尊重する実践力

人権を尊重する態度  
人権を尊重する実践意欲

#### 2 人権についての理解と認識を深める教育の推進

豊かな  
人権感覚

人権問題に対する  
思考力・判断力

人権の意義や人権問題に対する理解と認識

#### 3 人権意識の基礎を培う教育の推進

人権意識の形成

すべての人に人  
権が保障されて  
いることの認識

かけがえのない  
存在としての  
自己の認識

・お互いを認め合う態度  
(共生)

・自尊感情の高まり

共感、信頼、援助などの定着  
外的抑圧(差別、無視、暴力など)の除去

具体的内容  
(学校教育・社会教育)

様々な人権課題に対して、知的理解だけにとどまらず、その解決に向けての具体的な行動につながる意欲や積極性を身に付けることができるよう、例えば、

- ・福祉施設等でのボランティア活動
- ・人権集会での意見発表
- ・学習内容についての家庭での話し合い
- ・人権に関する行事などへの目的意識をもった積極的な参加などの取組を継続的に行う。

様々な人権課題に対して、実態やその原因についての的確な思考力や判断力を身に付けるとともに、当事者の心情について理解できるよう、例えば、

- ・読み物資料に基づく人権学習
- ・人権フィールドワークでの聞き取り
- ・当事者による講演会
- ・心情理解のための疑似体験などの取組を継続的に行う。

人権意識とは、特に意識することなく人権を尊重する心のあり方ととらえるが、これは自尊感情の高まりやお互いを大切にしている感情の中で形成されるものであり、真に人権尊重の精神が育成されるための大切な意識である。このため、すべての教育活動や生活全般を通じて、例えば、

- ・互いに認め合う集団づくり
- ・一人一人を大切にする中で、信頼感を築き合う教育活動
- ・学習者の成長を阻害する要因(無視や暴力など)の除去などの取組を継続的に行う。

# 1 香川県人権教育基本方針とはどのようなものですか

今世紀は、「人権の世紀」と言われています。この言葉には、二度の世界大戦や冷戦後の各地の局地紛争、経済開発優先による地球規模での深刻な環境破壊・環境汚染等により人類に多くの災いをもたらした 20 世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められています。

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。人権は、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、何よりも大切なものです。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されるものなのです。

我が国の人権状況を見ると、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとに、人権尊重の考え方は次第に定着しつつあると言えます。しかし、国内外から、公的制度や諸施策そのもののあり方に対して人権の視点からの意見があるほか、公権力と国民との関係や国民相互の関係において様々な人権問題が存在しています。また、社会の複雑化、人々の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても、各人の人権が強く認識されるようになってきました。

このような人権問題が存在する要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な古い習慣的な意識、心の豊かさよりも物の豊かさを追い求め重視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化等が挙げられます。そして、その根底には、一人一人に人権尊重の理念、すなわち、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと（人権共存の考え方）」についての正しい理解がまだまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘されています（「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」参照：資料編）。

香川県教育委員会では、これまで、同和教育については「香川県同和教育基本方針」に基づき、その推進に努めてきました。しかし、女性・子ども・高齢者などの様々な人権課題の解決と人権尊重意識の高揚に向けた人権教育の推進については、その指針となるものがなかったことから、これからの人権教育推進の基本的な考え方について示した「**香川県人権教育基本方針**」を 2003(平成 15)年 3 月 26 日に策定しました。

その後、国においては、人権教育のより一層の充実を求める機運に対し、「**人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]**」（以下「第三次とりまとめ」という）が、2008(平成 20)年 3 月に出されました。この「第三次とりまとめ」における「指導の在り方編」や「実践編」を活用し、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることが望まれています。

\* なお、「第三次とりまとめ」については、香川県教育委員会人権・同和教育課のホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/dowakyoiku/syokai/organization/kfvn.html>) でもダウンロードできます。

## 2 香川県人権教育基本方針の3つの柱とはどのようなものですか

人権が守られ尊重される社会を実現するためには、人権尊重に向けた意欲や態度を身に付けた人間を育成することが最も大切なことです。そのため、第1の柱として「**人権を尊重する意欲や態度の育成**」を掲げました。

そして、意欲や態度が育つためには、人権や人権課題に対する正しい知識や理解を身に付け、様々な人権課題の違いや共通性、人権問題解決の方法などを学ぶことにより、その理解と認識を深める必要があります。そこで、第2の柱として「**人権についての理解と認識の深化**」を掲げました。

さらに、こうした人権教育の取組を通じて、人々が人権感覚豊かで人権尊重の精神に満ちた人間となるためには、その基盤として人々の人権意識の形成が必要です。そして、人権意識形成のためには、自分自身を愛し肯定的に見る感情や、様々な差別や不合理を敏感にとらえる感性、相手の立場を考え人と人の心をつなぐ心のあり方など、人と接する上での基本的な感覚の醸成が大切です。そこで、第3の柱として、こうした「**人権意識の基礎を培うこと**」を掲げました。

### 香川県人権教育基本方針の3つの柱

#### (1) 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育を推進する

一人一人が、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向け、課題解決のために積極的に行動しようとする実践力を身に付けることができるよう、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習などを実践しつつ、人権尊重への高い意欲や積極的な態度の育成をめざして、人権教育を推進する。

#### (2) 人権についての理解と認識を深める教育を推進する

一人一人が豊かな人権感覚をもち、人権や人権問題についての的確な思考力、判断力を身に付けることができるよう、人権の意義や様々な人権課題に関する学習などを実践しつつ、人権についての正しい理解と認識の深化をめざして、人権教育を推進する。

#### (3) 人権意識の基礎を培う教育を推進する

自分の大切さを自覚し、誇りをもつことが、人権意識の形成に大きく寄与することから、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障されていることについての理解を深めることができるよう、相互の違いも含め認め合うことのできる仲間づくりや、一人一人の人権を大切にした教育を実践しつつ、人権意識を身に付けるための基礎を培うことをめざして、人権教育を推進する。

### 3 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育をどのように推進すればよいですか

1994（平成6）年の第49回国連総会において事務総長が報告した「人権教育のための国連10年」行動計画では、人権教育とは「知識とスキルを分かち伝え、態度をはぐくむことを通じて、人権の文化を世界中に築き上げることを目的とする教育・訓練・情報提供のとりくみである」と定義されており、「知識とスキル」の修得を基盤として、「態度」形成を図ることが重要であると解釈できます。

人権を尊重する行動につなぐためには、「**人権を尊重する実践力**」を身に付けることが大切です。「人権を尊重する実践力」とは、人権問題に対する正しい思考力・判断力、豊かな人権感覚、人権を尊重しようとする実践意欲や態度を包括した内面的な力ととらえます。中でも、行動につなぐ直接的な力として、人権を尊重しようとする実践意欲や人権を尊重する態度が重要です。これらを育成するためには、具体的実践の場における学習が大切です。実際に行動し、また、それを振り返ることを繰り返すことにより、意欲や態度は更に向上していきます。

そして、学習した以外の人権課題についても、具体的な行動につながる意欲や積極性を身に付けることにつながり、将来、人権問題に直面したとき、解決に向けた正しい行動をとることができるようになります。

意欲や態度の形成を図るためには、次のような教育活動が考えられます。

活 動	期待される意欲や態度の形成
福祉施設等でのボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自発的に参加することで、人権問題について考えようとすることができる。</li> <li>○様々な人権課題について、現状の中で自分ができることを体感することができる。</li> </ul>
人権集会での意見発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見表明することにより、自分の人権問題に対する考えや立場を明らかにできる。</li> </ul>
学習内容についての家庭での話し合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の考えを近親の人々に伝えることにより、社会の一員としての自覚を持つことができる。</li> <li>○人権問題について家族が間違った考えを持っていた場合、それを改めようとする行動をとることができる。</li> </ul>
人権に関する行事などへの目的意識を持った積極的な参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間、同和問題啓発月間などの各種行事に、関心を持って自主的に参加することにより、見識を広め、自分のあり方を発見することができる。</li> </ul>

なお、これらの取組は、単発的に行われたのでは大きな効果は期待できません。学校（園）で、学校行事や総合的な学習の時間等を核にして継続的で一貫性のある取組を行うことが必要です。また、関係機関・諸団体が計画する行事等の積極的な活用も大切です。

## 4 人権についての理解と認識を深める教育をどのように推進すればよいですか

人権を尊重しようとする実践意欲や態度を高めるためには、**豊かな人権感覚**とともに**人権問題に対する的確な思考力と判断力**を身に付ける必要があります。

これらを身に付けるためには、具体的な場面において、何が正しくて、何が間違っているかを見極め、どのように対処することが望ましいかを的確に判断するための学習が大切です。そして、そのためには、人権についての理解と認識を深めることが必要です。

人権についての理解と認識とは、様々な人権課題について、その実態や原因、歴史的経緯などから多角的にとらえて、個々の人権課題が抱える固有の問題を明らかにすること、それらを総合的に考えて人権の意義を明らかにすることです。また、当事者の心情を理解することなどから、豊かな感性を育成することも理解と認識の一つととらえます。

ともすれば知的理解のみにとどまっていたのではないか、「なぜ差別はいけないのか」という観点が疎かになってはいなかったかなど、日々の実践を省み、教育内容を高めていくことが大切です。

理解や認識の深化を図るためには、次のような教育活動が考えられます。

活 動	期待される理解や認識の深化
読み物資料に基づく人権学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の人権課題について、問題の本質をとらえることができる。</li> <li>○個々の人権課題に関係する当事者の思いと願いに触れることにより心情を高めることができる。</li> </ul>
人権フィールドワーク (聞き取り・交流など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の人権課題に関して、現地で学習することにより直接的な体験ができる。</li> <li>○個々の人権課題に関係する当事者との交流を通して、その思いと願いに直接触れ、人権感覚を高めることができる。</li> <li>○当事者に自分の考えを伝えることにより、自分の認識の正誤を確認できる。</li> </ul>
当事者による講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の人権課題に関係する当事者との交流を通して、その思いと願いに直接触れ、人権感覚を高めることができる。</li> <li>○当事者に自分の考えを伝えることにより、自分の認識の正誤を確認できる。</li> </ul>
心情理解のための疑似体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の人権課題に関する疑似体験により、当事者の苦勞と思いに気づき、その改善策を考えることができる。</li> </ul>

なお、ワークショップ形式を中心とした**参加体験型学習**は、人権についての考えを広め、スキルを身に付ける場としても、人権尊重への意欲や態度を育成する場としても非常に有効な学習活動です。その際、育てたい力は何かを明確にして取り組むことが必要です。

## 5 人権意識の基礎を培う教育をどのように推進すればよいですか

**人権意識**とは、特に意識することなく人権を尊重しようとする心のあり方と考えます。つまり、人権を尊重しようという明確な目的を持たなくても、当然のように人権に配慮した態度や行動をとろうとする日常的な意識のことです。例えば、目の不自由な人や高齢者が道路を横断しようとして困っているとき、自然な態度で車の流れを止めて渡ることを手伝おうとすることなどが挙げられます。

これは、かけがえのない存在として自己を認識することやすべての人に人権が保障されているということの認識の高まり、お互いを大切にしている感情の中などで形成されるものであり、真に人権尊重の精神が育成されるための最も基本的で大切な意識であると考えます。

かけがえのない存在として自己を認識することとは、自分の存在を肯定的に認識する**自尊感情（自己肯定感）**を高めることです。自分の価値や能力についての感覚や感情が高まらないと、人をうらやんだり、依存的になったり、自分を責めたり卑下したりする行動につながります。時には放漫になったり、他に責任を求めたりすることもあります。そして、自尊感情の高まりがなければ、すべての人に人権が保障されていることの認識の高まりやお互いを大切にしている感情を身に付けることを望むことはできません。

このため、すべての教育活動や生活全般を通じて、自分を見つめ、他をよく知り、自分が集団の中で大切にされている、役に立っているという感覚を高めることが大切です。

そして、教職員は、幼児児童生徒一人一人を十分に理解するとともに、成長を阻む言動は厳に慎み、人権に十分配慮した教育活動や学校経営に努めなければなりません。

人権意識の基礎を培うためには、次のような教育活動が考えられます。

活 動	期待される人権意識の基礎の定着
互いに認め合う集団づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お互いの違いを認め、一人一人の持つ悩みを共有し、解決を図ろうとすることができる。</li> <li>○お互いの違いを認め、一人一人の適性を生かした集団での役割を考え、支援することができる。</li> </ul>
一人一人を大切にする中で、信頼感を築き合う教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相手の気持ちを考えた言動をとることができる。</li> <li>○時には厳しい指摘を受けても、素直に受け入れて自分の改善につなぐことができる。</li> </ul>
学習者の成長を阻害する要因（無視や暴力など）の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の考えを主張するときに、相手を非難することを控えた発言をすることができる。</li> <li>○よき競争相手として、お互いの力を伸ばし合うことができる。</li> </ul>

なお、**参加体験型学習**は、お互いの考えを主張し、受容する態度を育成する場としても有効です。日常の生活につながる幼児児童生徒への支援を考えて取り組むことが大切です。